

広 情 個 審 第 2 号  
平成 2 8 年 5 月 6 日

広島市長 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 大久保 隆志

保有個人情報部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 6 年 4 月 1 日付け広西福第 1 5 号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第 2 3 号関係）

# 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諮問事案】

- 平成26年4月1日付け広西福第15号の諮問事案（諮問第23号事案）  
広島市長（以下「実施機関」という。）が平成26年1月20日付け広西福第775号で行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する同年2月17日付け異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）

## 第1 審査会の結論

平成26年1月2日付けの「2002年から2011年度末まで西区役所保健指導係の僕に対する相談記録 個人記録 僕の記録が残っている全て」の保有個人情報開示請求に対して、実施機関が2002年から2011年度末までの開示請求者（異議申立人）に関する精神保健相談記録（以下「本件対象保有個人情報」という。）を本件部分開示決定したことは、妥当です。

## 第2 異議申立ての趣旨

異議申立人（以下「申立人」という。）の本件異議申立ての趣旨は、本件部分開示決定を取り消し、本件対象保有個人情報の全部を開示するよう求めているものです。

## 第3 異議申立ての理由の要旨

申立人の異議申立ての理由を要約すると、次のとおりです。

- 1 実施機関は、申立人に対する広島市による違法な人権侵害や、公的に責任のある人物の名前を隠しているおそれがある。
- 2 また、上記の証拠として、申立人は別添のCD及び録音テープ計5本を提出する。

## 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張を要約すると、次のとおりです。

- 1 不開示とした部分の理由の一つ目は、申立人以外の個人に関する情報について、申

立人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）第11条第2号本文に該当するとして不開示としたものである。

- 次に、不開示とした部分の理由の二つ目は、相談員の申立人に対する評価や判断の部分について、申立人に開示した場合、精神保健福祉相談業務（以下「相談業務」という。）に支障が生じるため、条例第11条第4号に該当するものとして不開示としたものである。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

- 本件対象保有個人情報の中に含まれている申立人以外の個人とのやりとり（会話記録等）については、氏名等の申立人以外の個人を識別することができるもの、又は個人の考えや意見等、特定の個人を識別することはできないが開示することにより申立人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、申立人が既に知り得ている情報を除き、実施機関が条例第11条第2号本文に該当し、かつ同号ただし書きア乃至エに該当しないとして不開示としたことは妥当と考えられます。

なお、申立人が主張する違法な人権侵害等については、条例第11条第2号ただし書きア乃至エに該当しないので、申立人に開示できる理由になるとは認められません。

- 次に、相談員の申立人に対する評価や判断の部分については、これを申立人に開示することにより、今後相談員が率直な評価や判断を記載することをためらう萎縮効果を生じさせることが予見されます。

こういう事態になれば、担当者間の正確な引継や相談者への適切な対応等ができなくなるおそれがあり、相談業務全体に支障を及ぼすことから、実施機関が条例第11条第4号に該当するとして不開示としたことは妥当と考えられます。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

## 別紙1

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
26. 4. 1	広西福第15号の諮問を受理（諮問第23号で受理）
28. 1. 15 (第1回審査会)	第1部会で審議
28. 2. 23 (第2回審査会)	第1部会で審議
28. 3. 29 (第3回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (部会長)	広島大学大学院法務研究科長
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
佐田尾 信 作	中国新聞社論説主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授